

マニフェスト交付等状況報告について

産業廃棄物を委託処理する際に使用が義務付けられているマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付した事業者は、県知事（広島市、呉市及び福山市内の事業場については各市長）にマニフェスト交付等状況報告を提出する必要があります。（根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項）

1 報告義務者

産業廃棄物を広島県内で排出し、マニフェストを交付した事業者（2次マニフェストを交付する中間処理業者を含む。）

※なお、電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センター（注）が行政報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

注 電子マニフェスト及び情報処理センター（＝（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）の詳細については、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHP（<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>）参照

2 報告対象期間

前年度1年間（前年4月1日から本年3月31日まで）

3 報告期限

6月30日（4月1日から受付）

4 報告の方法等

県への報告はマニフェストの使用枚数などに応じて、最も適した方法により報告してください。

報告の種類	主な対象者	報告方法
インターネットによる報告（直接入力）	数種の産業廃棄物を特定の処理業者に委託している方	インターネットにて、県HPの電子申請システムにおいて直接データを入力して報告
インターネットによる報告（電子ファイル添付）	多種の産業廃棄物を排出又は委託先が多数ある方	インターネットにて、県HPからダウンロードしたエクセル様式に入力の上、電子申請システムにおいてその電子ファイルを添付して報告
紙による報告（手書き）	インターネットを未利用の方	資料1の記載要領に沿って、様式に必要事項を記入のうえ、表1の報告窓口に提出（郵送可）

○ 県HPマニフェスト報告関係情報URL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

5 その他

産業廃棄物を排出する事業者の方に対しては、産業廃棄物の適正処理等を確保するため、廃棄物処理法によって様々な責務が課せられていますので厳守をお願いします。【資料2】参照

表1 報告窓口（県の所管機関）について

事業所等の所在地	提出先（県の所管機関）	住所・電話番号
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
府中町、海田町、熊野町、 坂町、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
竹原市、東広島市、 大崎上島町	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
三原市、尾道市、 世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181

【提出先について】

- ※1 報告書は、産業廃棄物を排出した事業所等の所在地の区分に従い、それぞれの所管機関へ提出してください。
- ※2 建設業等の場合、例えば、大竹市と三次市に作業所（現場）があり、これらの作業所を総括的に管理している支店が広島市にある場合は、支店でとりまとめた上、当該支店の所在地にある県厚生環境事務所（この例の場合は、西部厚生環境事務所広島支所）へ提出してください。
- ※3 「インターネットによる報告（直接入力）」の場合は、次の機関が所管しています。

事業所等の所在地	提出先（県の所管機関）	住所・電話番号
県内一円（広島市、呉市及び福山市内を除く）	広島県庁 環境県民局 産業廃棄物対策課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 082-513-2963

- ※4 政令市（広島市、呉市及び福山市）における報告先は次のとおりです。（報告様式等が異なりますので、事前にホームページ等で確認してください。）

事業所等の所在地	提出先（所管機関）	住所・電話番号
広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
呉市	呉市 環境部 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
福山市	福山市 経済環境局環境部 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1168

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記載要領（紙による報告）

前年度1年間の産業廃棄物の委託処理に係るマニフェストの交付状況について、次の事項に注意して報告書を作成し、6月30日までに提出してください。

なお、様式中の各コードについては、別紙の「コード一覧表」を参照してください。

【事業場に関する事項】

◎報告書は産業廃棄物を排出する事業場ごとに作成する必要があります。事業場が異なる場合は、それぞれについて報告書を作成してください。

1 報告者

報告書を提出する排出事業者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）等を記入してください。また、担当者の所属、名前、電話番号、FAX番号を記入してください。

2 事業場の名称及び所在地

産業廃棄物を排出した事業場の名称、所在地を記入してください。

なお、広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）で、設置が短期間又は所在が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で、所管する県厚生環境事務所に提出してください。

3 業種

事業場の主たる業務内容について、日本標準産業分類における事業区分（中分類）及び業種コードを記入してください。

4 電話番号

事業場の電話番号を、市外局番から左詰で、ハイフン（-）も記入してください。

【産業廃棄物の処理状況に関する事項】

◎産業廃棄物の処理状況は、産業廃棄物の種類、運搬受託者又は処分受託者ごとに記入する必要があります。産業廃棄物の種類、運搬又は処分の受託者が異なる場合は、それぞれ別の行に処理状況を記入してください。

5 産業廃棄物の種類

委託処理した産業廃棄物の種類について、産業廃棄物の種類及び産業廃棄物コードを記入してください。

なお、電気製品が廃棄物になったものは廃電気機械器具として、また、事務機のように複数の産業廃棄物が一体不可分の状態で混合している場合は、重量的に最も構成比が高い産業廃棄物の種類を記載してください。

（例：事務機の場合は、金属くずと廃プラスチック類の混合物ですが、重量的には金属の構成比が高いため、「金属くず」と記載してください。）

※ 原則としてマニフェストは運搬車両ごと・処分先ごと・産業廃棄物の種類ごとに交付する必要があります。

（例：1台の車両に木くずと金属くずを積載して運搬する場合は、マニフェストを2枚交付する必要があります。）

6 排出量

委託処理した産業廃棄物の量について、重量（トン）を用いて記入してください。

産業廃棄物の量を体積（m³）で管理している場合は、産業廃棄物コード表に掲載の換算係数を用いて必ず重量（トン）に換算し、小数点以下3桁まで記入してください。

※ 廃棄物の量が非常に少ない場合（四捨五入後の値が0.001トン未満の場合）は、0.000を記入してください。

7 管理票の交付枚数

産業廃棄物を委託処理する際に交付した管理票の枚数を記入してください。

8 運搬受託者の許可番号

産業廃棄物の収集運搬を委託した収集運搬業者の許可番号の下6桁を記入してください。

（例：許可番号が「03401234567」の場合は「234567」を記入）

※ 処分を許可業者に委託した場合であつて、かつ収集運搬を排出事業者自らが行った場合は「999999」を記入してください。

9 運搬受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の収集運搬を委託した収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬業許可証に記載されている氏名）を記入してください。（マニフェストの「運搬受託者」の欄に記載されている業者です。）

※ 処分を許可業者に委託した場合であって、かつ収集運搬を排出事業者自らが行った場合は、「自社」と記入してください。

10 運搬先の住所

産業廃棄物の運搬先の所在地（都道府県名及び市町村名まで）及びその住所コードを記入してください。（マニフェストの「運搬先の事業場」の欄の所在地です。）

※ 原則として、中間（最終）処分場の所在地となりますが、複数の収集運搬業者が区間を区切って運搬した場合、第1区間の運搬受託者の運搬先の住所（目的地）は、産業廃棄物の積替え保管を行った施設（積替え保管施設）の所在地となります。

11 処分受託者の許可番号

産業廃棄物の処分を委託した処分業者（中間処理を行う場合は中間処理業者。以下同じ）の許可番号の下6桁を記入してください。

※ 収集運搬を委託した場合であって、かつマニフェストの交付を要さない者に処分を委託した場合は「888888」を記入してください。また、環境大臣による無害化処理認定施設で処分した場合も「888888」を記入してください。

※ 排出事業者が自社の処理施設で処分した場合は「999999」を記入してください。

12 処分受託者の氏名又は名称

産業廃棄物の処分を委託した処分業者名（産業廃棄物処分業許可証に記載されている氏名）を記入してください。（マニフェストの「処分受託者」の欄に記載されている業者です。）

※ 収集運搬を許可業者に委託した場合であって、かつ処分を排出事業者自ら行った場合は、「自社」と記入してください。

13 処分場所の住所

産業廃棄物の処分先の所在地（都道府県名及び市町村名まで）及びその住所コードを記入してください。（マニフェストの「運搬先の事業場（処分事業場）」の欄の所在地です。）

ただし、運搬先の住所と同じである場合は、記入を省略することができます。

※ 処分業者の会社の住所ではなく、産業廃棄物を搬入した処分場の所在地ですので注意してください。

14 その他の注意事項

(1) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合

運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は「産業廃棄物の種類」欄にその旨を記載するとともに、次のコードを記入してください。

産業廃棄物の種類	産業廃棄物コード
石綿含有産業廃棄物	2400
水銀使用製品産業廃棄物	2500
水銀含有ばいじん等	2600

(2) 区間を区切って運搬を委託した場合（積替え保管を行った場合）

区間ごとの運搬受託者についてすべて記入し、「産業廃棄物の種類」欄に「区間委託」を記載するとともに、第2区間以降については廃棄物コード欄に「6666」を記入してください。

※ 収集運搬業者が1社のみの場合、当該事業者の積替・保管場所を経由する場合でも、区間委託には該当しません。

(3) 運搬受託者が再委託を行った場合

再受託者についてすべて記入してください。

(4) その他

同じ種類の廃棄物を排出した場合でも、運搬受託者・処分受託者等の組み合わせが異なる場合は、必ず行を分けて記入してください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度）

（ / ）
年 月 日

広島県知事 様

〒
報告者 住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種		業種コード					
事業場の所在地		担当者所属		担当者名					
		電話番号		FAX 番号					
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t) (必ず重量 (トン) を小数第三位まで記入)	管理票の交付 枚数 (枚)	運搬受託者の許可番号 (下6桁を記入)	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所 (運搬の目的地)	処分受託者の許可番号 (下6桁を記入)	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	産業廃棄物コード	t				運搬先コード			運搬先コード
2	産業廃棄物コード	t				運搬先コード			運搬先コード
3	産業廃棄物コード	t				運搬先コード			運搬先コード
4	産業廃棄物コード	t				運搬先コード			運搬先コード

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日まで交付した産業廃棄物管理票について6月30日まで提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 複数の収集運搬業者による区間を区切って運搬を委託した場合、又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 運搬先の住所は記載要領より記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度）

現在のページ

(1 / 2)

総ページ

令和6年〇月×日

広島県知事 様

廃棄物が発生・排出した工場や工事現場等、
事業場について記入してください

法人名、本社所在地等、廃棄物を排出した
事業者について記入してください

〒 730-8511
報告者 住所 広島県広島市中区基町10-52
氏名 株式会社 広島県
代表取締役 広島 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 082-211-5374

必ず重量(トン)で
記入してください

報告書を作成した担当者について
記入してください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき、令和5年度（2023年度）の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(株)広島県 東広島 事業所						業種		専門サービス業（他に分類されないもの）		業種コード	
事業場の所在地		東広島市西条昭和町〇-×-△						担当者所属		総務部		担当者名	広島 二郎
		電話番号		082-211-5374		FAX 番号		082-211-5374					
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t) (必ず重量(トン)を小数第三位まで記入)		管理票の交付 枚数 (枚)	運搬受託者の許可番号 (下6桁を記入)	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所 (運搬の目的地)	処分受託者の許可番号 (下6桁を記入)	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所			
1	廃酸	0 2 7 0		1 2	9 9 9 9 9 9	自社	広島県	3 4 5 6 7 8	A産廃(株)	広島県			
	廃棄物コード	0400					運搬先コード	034		運搬先コード		034	
2							運搬先を記載（通常、処分 場所の住所になります）			第1区間の運搬目的地を記載 (通常、積替保管施設の住所に なります)		処分場の住所を記載 (通常、運搬先の住所 と同じです)	
3	金属くず	3 7 7 7		2 5	3 3 5 5 6 6	U工業(株)	山口県						
	廃棄物コード	1200					運搬先コード	035		運搬先コード			
4	区間委託				8 7 9 5 4 3	M衛生(株)	福岡県	5 1 2 3 4 5	K製鋼(株)	福岡県			
	廃棄物コード	6666					運搬先コード	040		運搬先コード		040	

収集運搬業者が複数いる場合

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種は日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 複数の収集運搬業者に区間を区切って運搬を委託した場合、又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 運搬先の住所は記載要領により記入すること。

コード一覧表

■ 産業廃棄物コード

コード	種類	換算係数 t/m ³
0100	燃え殻	1.14
0200	汚泥	1.10
0300	廃油	0.90
0400	廃酸	1.25
0500	廃アルカリ	1.13
0600	廃プラスチック類	0.35
0700	紙くず	0.30
0800	木くず	0.55
0900	繊維くず	0.12
1000	動植物性残さ	1.00
4000	動物系固形不要物	1.00
1100	ゴムくず	0.52
1200	金属くず	1.13
1300	ガラスくず等	1.00
1322	廃石膏ボード	0.30
1400	鉱さい	1.93
1500	がれき類	1.48
1600	動物のふん尿	1.00
1700	動物の死体	1.00
1800	ばいじん	1.26
1900	13号廃棄物	1.00
2000	建設混合廃棄物	0.26
2300	シュレッダーダスト	0.26
2400	石綿含有産業廃棄物	—
2500	水銀使用製品産業廃棄物	—
2600	水銀含有ばいじん等	—
3000	廃自動車	1.00
3100	廃電気機械器具	1.00
3510	鉛蓄電池	1.00
3520	乾電池	1.00
3500	廃電池類	1.00
7000	可燃性廃油	0.90
7100	腐食性廃酸	1.25
7200	腐食性廃アルカリ	1.13
7300	感染性産業廃棄物	0.30
7410	廃PCB等	1.00
7440	廃水銀等	13.57
7421	廃石綿等	0.30
7422	指定下水汚泥	1.10
7423	特定有害鉱さい	1.93
7424	特定有害燃え殻	1.14
7425	特定有害廃油	0.90
7426	特定有害汚泥	1.10
7427	特定有害廃酸	1.25
7428	特定有害廃アルカリ	1.13
7429	特定有害ばいじん	1.26
7430	特定有害13号廃棄物	1.00
6666	区間を区切った運搬	—

※ この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

■ 住所コード

地方	名称	住所コード
北海道	北海道	001
東北	青森県	002
	岩手県	003
	宮城県	004
	秋田県	005
	山形県	006
	福島県	007
	関東	茨城県
栃木県		009
群馬県		010
埼玉県		011
千葉県		012
東京都		013
神奈川県		014
中部	新潟県	015
	富山県	016
	石川県	017
	福井県	018
	山梨県	019
	長野県	020
	岐阜県	021
	静岡県	022
	愛知県	023
	近畿	三重県
滋賀県		025
京都府		026
大阪府		027
兵庫県		028
奈良県		029
和歌山県		030

地方	名称	住所コード	
中国	鳥取県	031	
	島根県	032	
	岡山県	033	
	広島県 (下記以外)	034	
	広島市	073	
	呉市	074	
	福山市	091	
	山口県	035	
	四国	徳島県	036
		香川県	037
愛媛県		038	
高知県		039	
九州		福岡県	040
	佐賀県	041	
	長崎県	042	
	熊本県	043	
	大分県	044	
	宮崎県	045	
	鹿児島県	046	
	沖縄県	047	

■ 業種コード(日本標準産業大・中分類一覧(令和5年6月改訂))

大分類	中分類	業種コード
A 農業	農業	A01
	林業	A02
B 漁業	漁業(水産養殖業を除く)	B03
	水産養殖業	B04
C 鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C05
D 建設業	総合工事業	D06
	職別工事業(設備工事業を除く)	D07
	設備工事業	D08
E 製造業	食料品製造業	E09
	飲料・たばこ・飼料製造業	E10
	繊維工業	E11
	木材・木製品製造業(家具を除く)	E12
	家具・装備品製造業	E13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14
	印刷・同関連業	E15
	化学工業	E16
	石油製品・石炭製品製造業	E17
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	E18
	ゴム製品製造業	E19
	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20
	窯業・土石製品製造業	E21
	鉄鋼業	E22
	非鉄金属製造業	E23
	金属製品製造業	E24
	はん用機械器具製造業	E25
	生産用機械器具製造業	E26
	業務用機械器具製造業	E27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28
	電気機械器具製造業	E29
情報通信機械器具製造業	E30	
輸送用機械器具製造業	E31	
その他の製造業	E32	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33
	ガス業	F34
	熱供給業	F35
	水道業	F36
G 情報通信業	通信業	G37
	放送業	G38
	情報サービス業	G39
	インターネット附随サービス業	G40
	映像・音声・文字情報制作業	G41
H 運輸業、郵便業	鉄道業	H42
	道路旅客運送業	H43
	道路貨物運送業	H44
	水運業	H45
	航空運輸業	H46
	倉庫業	H47
	運輸に附帯するサービス業	H48
	郵便業(信書便事業を含む)	H49

大分類	中分類	業種コード
I 卸売業、小売業	各種商品卸売業	I50
	繊維・衣服等卸売業	I51
	飲食料品卸売業	I52
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	I53
	機械器具卸売業	I54
	その他の卸売業	I55
	各種商品小売業	I56
	織物・衣服・身の回り品小売業	I57
	飲食料品小売業	I58
	機械器具小売業	I59
	その他の小売業	I60
	無店舗小売業	I61
J 金融業、保険業	銀行業	J62
	協同組織金融業	J63
	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	J64
	金融商品取引業、商品先物取引業	J65
	補助的金融業等	J66
	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	J67
K 不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	K68
	不動産賃貸業・管理業	K69
	物品賃貸業	K70
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	L71
	専門サービス業(他に分類されないもの)	L72
	広告業	L73
	技術サービス業(他に分類されないもの)	L74
M 宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	M75
	飲食店	M76
	持ち帰り・配達飲食サービス業	M77
N 生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	N78
	その他の生活関連サービス業	N79
	娯楽業	N80
O 教育、学習支援業	学校教育	O81
	その他の教育、学習支援業	O82
P 医療、福祉	医療業	P83
	保健衛生	P84
	社会保険・社会福祉・介護事業	P85
Q 複合サービス事業	郵便局	Q86
	協同組合(他に分類されないもの)	Q87
R サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業	R88
	自動車整備業	R89
	機械等修理業(別掲を除く)	R90
	職業紹介・労働者派遣業	R91
	その他の事業サービス業	R92
	政治・経済・文化団体	R93
	宗教	R94
	その他のサービス業	R95
	外国公務(他に分類されるものを除く)	R96
S 公務(他に分類されないもの)	国家公務(他に分類されるものを除く)	S97
	地方公務(他に分類されるものを除く)	S98
T 分類不能の産業	分類不能の産業	T99

産業廃棄物の処理（収集運搬・処分）を他者に委託する場合の義務について

産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、原則として産業廃棄物処理業の許可を有する事業者
に委託しなければなりません。また、その際には次のような義務が生じます。

1 書面による委託契約の締結義務

産業廃棄物の処理を他者に委託する場合、排出量の多少に関わらず、書面による委託契約の締結
が義務付けられています。

また、これらの契約は、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分
業者と排出事業者の間で、委託契約を締結することが義務付けられています。

なお契約書については、契約終了の日から5年間保存することが義務付けられています。

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際
に、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃
棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票			
交付年月日 平成 13 年 03 月 16 日	交付番号 25013006815	管理番号 000000001	交付担当者 氏名 産廃 イチロー
排出事業者 氏名又は名称 株式会社エスエムエス 住所 〒 640-8222 電話番号 073-435-4111 和歌山県和歌山市湊本町3丁目2番地サンビル1F		収集運搬業者 名称 SE事業部 所在地 〒 649-6261 電話番号 073-477-7002 和歌山県和歌山市小倉60番地和歌山テクノ振興財団 イン キューパールーム504号室	
廃棄物 種類(普通産業廃棄物) <input checked="" type="checkbox"/> 0100 鉛入りから <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 繊維製片残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス類(す) <input type="checkbox"/> 1400 びん類 <input type="checkbox"/> 1500 びん類(有害) <input type="checkbox"/> 1600 有害のふん屋 <input type="checkbox"/> 1700 有害の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 ばいじん <input type="checkbox"/> 2100 ばいじん <input type="checkbox"/> 2200 ばいじん <input type="checkbox"/> 2300 ばいじん <input type="checkbox"/> 2400 ばいじん <input type="checkbox"/> 2500 ばいじん <input type="checkbox"/> 2600 ばいじん <input type="checkbox"/> 2700 ばいじん <input type="checkbox"/> 2800 ばいじん <input type="checkbox"/> 2900 ばいじん <input type="checkbox"/> 3000 ばいじん <input type="checkbox"/> 3100 ばいじん <input type="checkbox"/> 3200 ばいじん <input type="checkbox"/> 3300 ばいじん <input type="checkbox"/> 3400 ばいじん <input type="checkbox"/> 3500 ばいじん <input type="checkbox"/> 3600 ばいじん <input type="checkbox"/> 3700 ばいじん <input type="checkbox"/> 3800 ばいじん <input type="checkbox"/> 3900 ばいじん <input type="checkbox"/> 4000 ばいじん 数量(及び単位) 10 m3 パラ			
中間処理 管理票交付先(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 転写記録のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 転写記録のとおり <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり 名称/所在地/電話番号 〒 649-6339 和歌山県和歌山市弘西〇〇番地 TEL: 073-000-0000			
運搬委託者 氏名又は名称 ××収集運搬株式会社 住所 〒 641-0003 電話番号 734-1111-1111 和歌山県和歌山市口町口〇〇番地の口〇〇 [7200001111] [7200001111]		処分業者 名称 〇〇〇〇処理施設 所在地 〒 649-6339 電話番号 073-000-0000 和歌山県和歌山市弘西〇〇番地	
処分委託者 氏名又は名称 ××処分株式会社 住所 〒 649-6531 電話番号 073-000-0000 和歌山県和歌山市××番地 [7200001111]		署名 収集運搬業者 氏名 産廃 一郎 印 年 月 日 処分業者 氏名 年 月 日	
備考欄 備考・通信欄 このマニフェスト管理票は、当社が最も手 定の産廃イテローVer.2.0で印刷した原本 です。(中間処理業者が排出者になる場合)			
発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会			

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、各処理段階において産業廃棄物に関する情報が的確に伝達され、共有化されることが、重要な鍵となります。

この情報管理を徹底するため、すべての産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務付けられています。

※ 一般的に使用されているマニフェストの種類（一例）

- ・ 全産連マニフェスト：（一社）広島県資源循環協会で販売
- ・ 建設系マニフェスト：（一社）広島県建設工業協会が販売
- ・ 電子マニフェスト：（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）が運営

3 マニフェスト交付状況報告義務

マニフェストを交付した事業者は、前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に報告する義務があります。

廃棄物の種類・量・マニフェストの交付枚数・廃棄物の搬入先・委託先等を報告様式に取りまとめて報告してください（詳細については資料1の「記載要領」を参照してください）。

○ 紙マニフェスト様式

・マニフェストの内容を取りまとめて報告書を作成

○ マニフェスト報告書様式

報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

業種には日本標準業種分類の中分類を記入すること。

業種又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等にも用いるものを明らかにすること。

複数の産業廃棄物業者が区間を区切って運搬を委託した場合、又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

運搬先の住所は記載要領により記入すること。

(日本工業規格JIS A 4番)

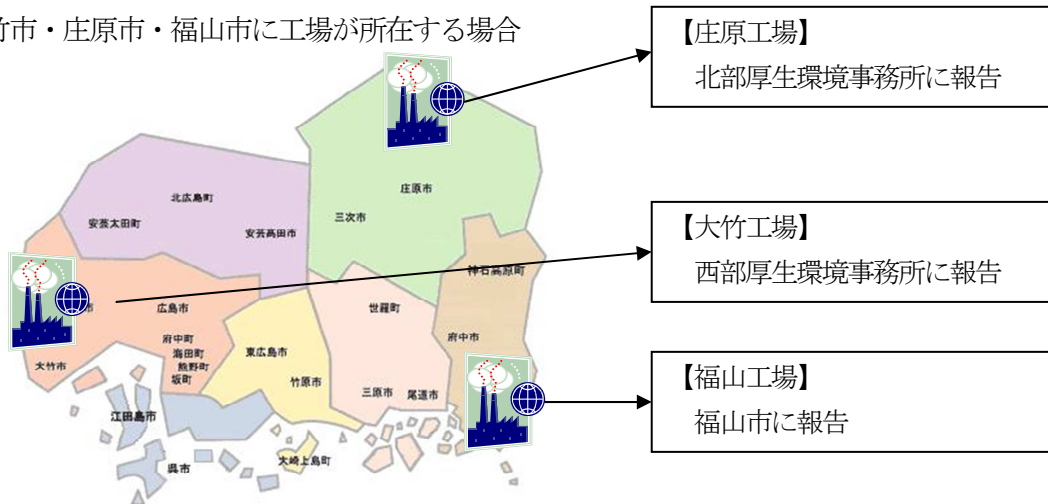
【参考】報告の取りまとめ及び報告先の例

○ 工場・店舗・オフィス等の固定した事業場の場合

マニフェストを交付した事業場毎に報告書を作成してください。

それぞれの事業場の所在地を管轄する行政窓口（「5 報告及び担当行政窓口」参照）に報告書を提出してください。

例) 大竹市・庄原市・福山市に工場が所在する場合



○ 工事現場等の設置が短期間の事業場が複数存在する場合

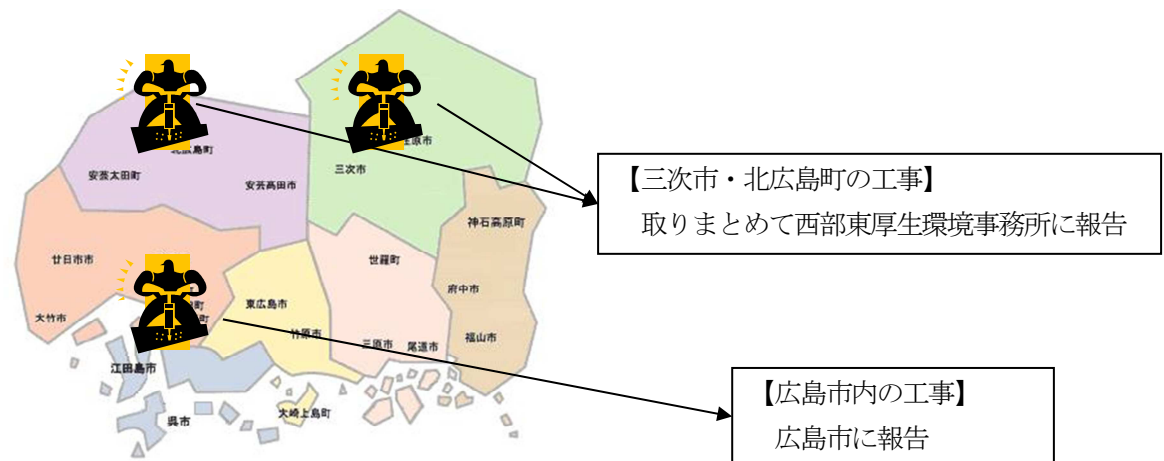
広島県の管轄区域（広島市・呉市・福山市を除く広島県内）で交付したマニフェストについて、1 件の報告書に取りまとめて報告してください（各現場ごとに作成しても構いません）。

報告に係る現場を統括する営業所等の所在地を管轄する行政窓口へ報告してください。

なお、各現場を統括する営業所等が政令市等の区域内にある場合の報告先は次のとおりです。

- ・ 営業所等が広島市内の場合 → 西部厚生環境事務所広島支所（衛生環境課）
- ・ 営業所等が呉市内の場合 → 西部厚生環境事務所呉支所（衛生環境課）
- ・ 営業所等が福山市内の場合 → 東部厚生環境事務所福山支所（衛生環境課）
- ・ 営業所等が県内にない場合 → 排出量が最も多い現場を所管する窓口

例) 東広島市内の建設会社が広島市内・三次市内及び北広島町内で工事を受注しマニフェストを交付した場合



4 その他の義務

委託契約の締結義務・マニフェストの交付義務の他にも様々な義務が課せられていますので、詳細については、事業場所在地を管轄する行政窓口までご相談ください。

5 報告及び担当行政窓口

区分	事業所等の所在地	担当行政窓口	住所・電話番号
県管轄区域	大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 082-228-2111
	江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
	竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
	三原市、尾道市、世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
	府中市、神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
	三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181
政令市管轄区域	広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
	呉市	呉市 環境部 環境政策課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
	福山市	福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 084-928-1168